

東京農業大学と屋久島町との包括連携協定書

東京農業大学（以下「甲」という。）と屋久島町（以下「乙」という。）は、相互に連携、協力するため、次により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域社会の発展と人材育成のため、産業振興、まちづくり等様々な分野において相互に協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1)世界遺産の町づくり及び教育・文化・人材育成の推進の連携
- (2)地域産物を活用したイノベーション創出についての連携
- (3)環境共生型産業の振興のための連携
- (4)里のエコツアーと教育旅行の推進の連携
- (5)農林水産業振興のための連携

（有効期限）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、1年ごとに自動的に更新するものとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目、その他の事項について、甲乙双方で協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印の上、甲乙その1通を所持する。

平成 25 年 5 月 13 日

甲 東京都世田谷区桜丘1-1-1

東京農業大学 学長

大澤 貴利 

乙 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45

屋久島町長

荒木 耕治 